



第146回 定時株主総会 招集ご通知



Provided by TAKARA Printing



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。

<https://s.srdb.jp/6201/>

開催
日時

2024年6月11日(火曜日)
午前10時

開催
場所

愛知県高浜市豊田町2丁目1番地1
当社高浜工場 多目的ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

株式会社 豊田自動織機
TOYOTA INDUSTRIES CORPORATION
証券コード 6201

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

第146回定時株主総会を2024年6月11日(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社が2023年3月に公表いたしましたエンジン国内認証における法規違反につきましては、2024年2月22日に国土交通省より是正命令を受け、同年3月22日特別調査委員会の提言を織り込んだ抜本的な再発防止策を取りまとめ公表いたしました。

株主の皆様やお客様、お取引先様をはじめ、多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の認証問題を受け、正しいことを正しく行うための「風土」、「しくみ」、「組織/体制」の3つの改革を再発防止策に落とし込み、全員が心をひとつにして取り組んでまいります。

また、持続的な企業価値向上をはかるため、当社の強みであるソリューション事業(産業車両、物流)、モビリティ関連事業のさらなる拡大、成長のための投資を進めるとともに、中長期的な視点から株主様への継続的な還元施策を行ってまいります。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、今後も取り組んでまいります。ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

取締役社長 伊藤 浩一

(証券コード 6201)
2024年5月24日
(電子提供措置の開始日 2024年5月20日)

株 主 各 位

愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
株式会社 豊田自動織機
取締役社長 伊藤 浩一

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyota-shokki.co.jp/investors/stock/index.html#soukai>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月10日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月11日(火曜日)午前10時
2. 場 所 愛知県高浜市豊田町2丁目1番地1
当社高浜工場 多目的ホール
3. 会議の目的事項
- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 第146期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役(社外取締役等業務執行を伴わない取締役を除く)に対する譲渡
制限付株式の付与のための報酬決定および取締役の報酬額改定の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。
 - 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - 書面または電磁的方法(インターネット)による議決権行使の方法については、19ページおよび20ページをご覧ください。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載して
おりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 取締役7名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社に おける地位	取締役会出席回数 (2023年度)	候補者属性
1	おおにし あきら 大西 朗	取締役副会長	13回/13回 (100%)	再任
2	いとう こういち 伊藤 浩一	取締役社長	11回/11回 (100%)	再任
3	すみ しゅうぞう 隅 修三	取締役	12回/13回 (92%)	再任 社外 独立
4	はん だ じゅんいち 半田 純一	取締役	13回/13回 (100%)	再任 社外 独立
5	くま くら かずなり 熊倉 和生	取締役	11回/11回 (100%)	再任
6	てら し しげき 寺師 茂樹	顧問	—	新任
7	し みず ときこ 清水 季子	—	—	新任 社外 独立

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第372条に基づく取締役会への報告事項の通知ならびに会社法第370条および当社定款第26条第2項に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

候補者番号 1	おおにし 大西	あきら 朗	再任 (1958年1月4日生)	所有する当社株式の数 21,163株	取締役会出席回数 13回/13回(100%)
------------	------------	----------	--------------------	-----------------------	---------------------------



取締役在任年数
15年

略歴

1981年4月 当社入社
2005年6月 当社取締役
2006年6月 当社常務役員
2008年6月 当社常務執行役員
2010年6月 当社専務取締役

2013年6月 当社取締役社長
2023年6月 当社取締役副会長就任
現在に至る

当社における地位および担当

取締役副会長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社において、2013年より取締役社長、2023年より取締役副会長(現任)として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2	いとう 伊藤	こういち 再任 浩一 (1963年7月31日生)	所有する当社株式の数 9,129株	取締役会出席回数 11回/11回 (100%)
	略歴			
	1986年4月	丸紅株式会社入社	2019年6月	当社経営役員
	1998年6月	当社入社	2023年6月	当社取締役社長就任
	2012年6月	当社執行役員	現在に至る	
	2016年6月	当社常務役員		
当社における地位および担当				
取締役社長				
重要な兼職の状況				
—				
取締役候補者とした理由				
1年		当社において、営業部門および経営企画部門で豊富な経験を有し、2012年より執行役員、2016年より常務役員、2019年より経営役員、2023年より取締役社長(現任)として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号 3	すみ しゅうぞう 隅 修三 (1947年7月11日生)	再任 社外 独立	所有する当社株式の数 なし	取締役会出席回数 12回/13回 (92%)
------------	-----------------------------------	----------	------------------	---------------------------



取締役在任年数
10年

略歴

1970年4月	東京海上火災保険株式会社入社	2013年6月	東京海上ホールディングス株式会社 取締役会長
2000年6月	同社取締役ロンドン首席駐在員	2014年6月	当社取締役就任
2002年6月	同社常務取締役		現在に至る
2004年10月	東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役	2016年4月	東京海上日動火災保険株式会社 相談役就任
2005年6月	同社専務取締役		現在に至る
2007年6月	同社取締役社長	2019年6月	東京海上ホールディングス株式会社 取締役会長退任
2007年6月	東京海上ホールディングス株式会社 取締役社長		
2013年6月	東京海上日動火災保険株式会社 取締役会長		

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

東急株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東京海上日動火災保険株式会社および東京海上ホールディングス株式会社において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。その経営全般における豊富な経験と高い識見より、幅広い経営的視点からの助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4	はん だ 半田	じゅんいち 純一	再任 社外 独立 (1957年2月13日生)	所有する当社株式の数 なし	取締役会出席回数 13回/13回 (100%)
------------	------------	-------------	---------------------------	------------------	----------------------------



取締役在任年数
2年

略歴

1979年4月	東亜燃料工業株式会社入社	2015年7月	株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン
2002年2月	ブーズ・アレン・ハミルトン 日本法人代表取締役		代表取締役社長就任 現在に至る
2005年4月	株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長	2016年4月	東京大学大学院経済学研究科 特任教授 兼同大学グローバルリーダー 育成プログラム推進室
2005年4月	東京大学ものづくり経営研究 センター特任研究員	2022年4月	同大学大学院経済学研究科非常勤講師
2013年6月	武田薬品工業株式会社 コーポレートオフィサー人事部長	2022年6月	当社取締役就任 現在に至る
2015年6月	三井製糖株式会社(現DM三井製糖 ホールディングス株式会社) 社外取締役		

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

長年にわたり、大学でのものづくり企業における経営や人材戦略の研究の経験を有しております。また、会社経営の経験もあり、その産学両面での豊富な経験と高い識見より、幅広い視点からの助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	くまくら	かずなり	再任	所有する当社株式の数	取締役会出席回数
5	熊倉	和生	(1962年1月21日生)	2,370株	11回/11回 (100%)



取締役在任年数
1 年

略歴

1985年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2020年7月	同社調達本部長就任
2016年6月	当社常務役員		現在に至る
2019年6月	当社執行職	2023年6月	当社取締役就任
2020年3月	当社執行職退任		現在に至る
2020年4月	トヨタ自動車株式会社 調達本部副本部長		

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

トヨタ自動車株式会社調達本部長
株式会社ジェイテクト社外取締役

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において、現在、調達本部長を務め、また当社においても2016年より常務役員、2019年より執行職として経営に携わり、調達、事業企画、生産管理等の豊富な経験を有しております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号	てら し	しげ き	新任	所有する当社株式の数	取締役会出席回数
6	寺師	茂樹	(1955年2月16日生)	なし	—



取締役在任年数
—

略歴

1980年4月	トヨタ自動車工業株式会社入社	2015年6月	同社取締役副社長
2008年6月	同社常務役員	2017年4月	同社取締役・副社長
2011年5月	トヨタモーターエンジニアリング アンドマニュファクチャリング ノースアメリカ株式会社取締役社長 兼COO	2020年4月	同社取締役・執行役員
		2021年1月	同社取締役・Executive Fellow
2013年4月	トヨタ自動車株式会社専務役員	2021年6月	同社Executive Fellow
2013年6月	同社取締役・専務役員	2024年4月	当社顧問就任 現在に至る

当社における地位および担当

顧問

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において、多岐にわたる技術的知見と、長年にわたり経営者としての経験を有しております。そのものづくりの会社経営における豊富な経験と高い識見により、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号	しみず ときこ 新任 社外 独立	所有する当社株式の数	取締役会出席回数
7	清水 季子 (1965年4月1日生)	なし	—



取締役在任年数

—

略歴

1987年4月	日本銀行入行	2018年4月	同行名古屋支店長
2010年7月	同行高松支店長	2020年5月	同行理事
2012年5月	同行金融機構局上席査役	2024年5月	同行理事退任
2014年6月	同行国際局審議役		現在に至る
2016年7月	同行欧州統括役		

当社における地位および担当

—

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行において、欧州統括役、名古屋支店長、理事等を歴任し、世界経済との関係の中で、日本経済の安定と発展のための様々な金融政策における幅広い経験を有しております。

会社経営に直接関与したことはありませんが、日本経済の中心的機能を担う中央銀行における豊富な経験とグローバル金融経済に関する高い識見より、幅広い視点からの助言を期待し、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。本議案をご承認いただき、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当社は、隅修三氏、半田純一氏および熊倉和生氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。また、清水季子氏が選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。
5. 隅修三氏、半田純一氏および清水季子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、隅修三氏および半田純一氏を上場証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案において両氏の再任をご承認いただいた場合、届け出を継続する予定であります。また、本議案において清水季子氏の選任をご承認いただいた場合、同氏を上場証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者である隅修三氏および半田純一氏の在任中、国内市場向け産業車両用の当社製エンジンについて、経年劣化による排出ガス国内規制値の超過と、排出ガス国内認証に関する法規違反が判明し、国土交通省より行政処分として受けた2023年4月26日付産業車両用エンジン2機種およびそれを搭載するフォークリフトの型式の指定・認定取消しに加え、2024年3月5日付産業車両用エンジン3機種の型式の指定取消しを受けました。両氏は、日頃から法令遵守およびコンプライアンス徹底の視点に立った提言を行っております。また、排出ガス国内認証に関する法規違反についての再発防止策の策定にあたっては、社外役員としての客観的な視点から提言し、また再発防止策の実施の徹底を指示する等、適切にその職責を果たしております。

第2号議案 監査役2名選任の件

常勤監査役渡部亨および監査役水野明久の両氏は、今回の株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	わたなべ	とおる	再任	所有する当社株式の数	監査役会出席回数	取締役会出席回数
1	渡部	亨	(1961年1月30日生)	11,200株	14回/14回(100%)	13回/13回(100%)
 略歴 1983年4月 当社入社 2020年6月 当社監査役就任 現在に至る 当社における地位 監査役 重要な兼職の状況 — 監査役候補者とした理由 当社において、経理・財務部門および経営企画部門で豊富な経験を有し、当社グループの財務基盤の強化および企業価値の向上に携わっております。その経歴を通じて培われた豊富な経験、実績および識見により、引き続き監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。						
監査役在任年数 4年						

候補者番号	みずの	あきひさ	再任	社外	独立	所有する当社株式の数	監査役会出席回数	取締役会出席回数
2	水野	明久	(1953年6月13日生)			1,500株	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)



監査役在任年数
8年

略歴

1978年4月	中部電力株式会社入社	2010年6月	同社代表取締役社長 社長執行役員
2008年6月	同社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長	2015年6月	同社代表取締役会長
2009年6月	同社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長、 関連事業推進部統括	2016年6月	当社監査役就任 現在に至る
		2020年4月	中部電力株式会社取締役相談役
		2020年6月	同社相談役就任 現在に至る

当社における地位

監査役

重要な兼職の状況

中部電力株式会社相談役
一般社団法人中部経済連合会会長

社外監査役候補者とした理由

中部電力株式会社において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。本議案をご承認いただき、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当社は、水野明久氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
5. 水野明久氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を上場証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の再任をご承認いただいた場合、届け出を継続する予定であります。
6. 社外監査役候補者である水野明久氏の在任中、国内市場向け産業車両用の当社製エンジンについて、経年劣化による排出ガス国内規制値の超過と、排出ガス国内認証に関する法規違反が判明し、国土交通省より行政処分として受けた2023年4月26日付産業車両用エンジン2機種およびそれを搭載するフォークリフトの型式の指定・認定取消しに加え、2024年3月5日付産業車両用エンジン3機種の型式の指定取消しを受けました。同氏は、日頃から法令遵守およびコンプライアンス徹底の視점에立った提言を行っております。また、排出ガス国内認証に関する法規違反についての再発防止策の策定にあたっては、社外役員としての客観的な視点から提言し、また再発防止策の実施の徹底を指示する等、適切にその職責を果たしております。
7. 社外監査役候補者である水野明久氏が2008年6月から2020年6月まで取締役として在任していた中部電力株式会社は、当該在任期間中における中部地区等の特別高圧電力、高圧電力の供給に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、2023年3月30日、公正取引委員会より、課徴金納付命令を受けております。また、同社は、上記在任期間中の中部地区の大口需要家向け都市ガス供給に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、2024年3月4日、公正取引委員会より、課徴金納付命令を受けております。当該違反行為期間に同社の代表取締役であった水野明久氏は、同社の内部統制およびコンプライアンスの強化に積極的に取り組んでおりました。

<ご参考>

候補者選任後の取締役・監査役が有する経験・専門性

		企業 経営	業界の知見			技術開発・ 生産	IT デジタル	財務 会計	法務 リスク マネジメント	ESG	グローバル
			産車・物流	自動車	繊維機械						
取 締 役	寺 師 茂 樹	○		○		○	○		○	○	○
	伊 藤 浩 一	○	○		○		○	○	○	○	○
	大 西 朗	○	○	○	○				○	○	○
	隅 修 三	○				○	○	○	○	○	○
	半 田 純 一	○				○	○	○	○	○	○
	熊 倉 和 生			○		○	○		○	○	○
	清 水 季 子						○	○	○	○	○
監 査 役	稲 川 透		○				○	○		○	○
	渡 部 亨			○				○	○	○	
	水 野 明 久	○				○	○		○	○	○
	友 添 雅 直	○		○			○		○	○	○

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、現社外監査役の水野明久氏および友添雅直氏の補欠として、選任をお願いするものがあります。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふるさわ ひとし **再任** **社外** **独立**
古澤 仁之 (1971年2月2日生)

所有する当社株式の数
なし



略歴

1996年4月 弁護士登録(愛知県弁護士会)
2000年10月 古澤法律事務所開設
(現 弁護士法人小山・古澤早瀬)
現在に至る

当社における地位

—

重要な兼職の状況

—

補欠の社外監査役候補者とした理由

会社経営に直接関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍され、その豊富な経験と高度な専門的識見により、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。本議案において古澤仁之氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 古澤仁之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (2) 責任限定契約について
本議案において古澤仁之氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする予定であります。
- (3) 本議案において古澤仁之氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、上場証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

第 4 号議案 取締役(社外取締役等業務執行を伴わない取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定および取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年6月10日開催の第144回定時株主総会において、年額9億円以内(うち社外取締役分1.5億円以内。以下「現金報酬枠」という。)とご承認をいただき、現在に至っております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役等業務執行を伴わない取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社グループの中長期的な業績と企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

また本制度導入に伴い、上記の現金報酬枠を、従来ご承認いただいた年額9億円以内から年額7億円以内(うち社外取締役分 年額1.5億円以内)に減額し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬枠(以下「株式報酬枠」という。)を年額2億円以内として設定したいと存じます。

なお、当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、委員長と委員の過半数を独立社外取締役が占める「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本定時株主総会で本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、後述<ご参考>欄に記載の「第147期(2024年度)における当社の取締役の個人別報酬等の決定方針」を決定しております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、取締役に対する報酬の構成は下表のとおりとなります。
<取締役の報酬構成>

報酬構成		報酬枠
月額報酬	現金報酬枠	年額7億円以内(うち社外取締役分 1.5億円以内)
賞与		
株式報酬	株式報酬枠	年額2億円以内
合計		年額9億円以内(うち社外取締役分 1.5億円以内)

報酬の支給対象となる取締役の員数は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、7名(うち社外取締役3名)となります。

<譲渡制限付株式報酬制度の内容>

譲渡制限付株式報酬制度の主な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。

当該報酬制度及び譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項につきましては、当社の取締役会において定めるものといたします。

対象者	当社の取締役(社外取締役等業務執行を伴わない取締役は除く)
株式報酬枠	対象取締役に対して合計で年額2億円以内
各取締役に対する株式報酬額	会社業績等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類および割り当ての方法	普通株式(割当契約において譲渡制限を付したものを)を発行または処分
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年6万株以内。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または分割(株式無償割当てを含む)によって増減した場合は、当該上限数はその比率に応じて調整される
払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額で当社取締役会が決定
譲渡制限期間	割当日より3年から30年の間で取締役会が予め定める期間
譲渡制限解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除。ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式のすべて、もしくは一部を当社が無償取得することができる
各取締役に対する支給時期および配分	役員人事・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会にて決定
組織再編時の調整	当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる組織再編等の場合、譲渡制限を解除する
その他の割当て条件	割当て時に既に取締役を退任している等、当該取締役に譲渡制限付株式報酬を付与することが相当でない事由がある場合には、付与しない

なお、本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない副社長・経営役員にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用し、普通株式を発行または処分する予定です。

<ご参考>第147期(2024年度)における当社の取締役の個人別報酬等の決定方針

1. 基本的な考え方

- ・公正性、透明性を確保する。
- ・業績向上や持続的成長へのインセンティブを重視し、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映する。

2. 報酬の体系

- ・取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与と譲渡制限付株式報酬で構成する。
- ・但し、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとする。

3. 個人別の報酬額の決定方法

- ・取締役社長、独立社外取締役より構成する「役員人事・報酬委員会」を設置する。
- ・その客観性及び透明性を確保するため、委員長と委員の過半数を独立社外取締役とする。
- ・「役員人事・報酬委員会」は、本方針、取締役の個人別報酬案、その他報酬に関する重要事項について審議する。
- ・取締役会は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針を決議する。
- ・取締役会は、個人別報酬額の決定を、柔軟かつ機動的に行う観点から取締役社長(もしくは取締役会長)へ委任する。
- ・取締役社長(もしくは取締役会長)は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針に従って、取締役の個人別の報酬額を決定する。

4. 報酬の構成割合

- ・社外取締役等の業務執行を伴わない取締役を除く取締役の固定報酬と業績連動報酬(賞与及び譲渡制限付株式報酬)との比率は50:50を目安とする。但し、当該連結営業利益額等の状況に応じて、上記と異なる比率とすることを妨げないものとする。
- ・業績連動報酬のうち、賞与と譲渡制限付株式報酬との比率は、70:30を目安とする。

5. 固定報酬、賞与(以上、現金報酬)、及び譲渡制限付株式報酬の決定方針

(1)現金報酬

固定報酬と賞与を合わせた取締役の現金報酬の限度額は、年額7億円以内(うち社外取締役分1.5億円以内)〈本定時株主総会決議〉とされている。

① 固定報酬

- ・取締役の固定報酬は月額報酬とし、在任中、定期的に支給する。
- ・個人別の報酬額は、他社水準を参考としながら、取締役の役位とその職責を勘案し、妥当な水準を設定する。

② 賞与

- ・賞与は、各事業年度において当該定時株主総会の終了後、一定の時期に支給する。
- ・賞与は、連結営業利益を指標とし、前事業年度の連結営業利益額に応じ役位毎に算定する業績連動報酬の合計額の70%を目安とする。但し、当該取締役に譲渡制限付株式報酬を付与することが相当でない事由がある場合には、業績連動報酬の合計額の100%とする。
- ・業績連動報酬の合計額の決定にあたっては、配当、従業員賞与水準、他社水準、過去の支給実績、職責と担当業務の遂行状況等も総合的に勘案する。

(2) 譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式報酬は、各事業年度において当該定時株主総会の終了後、一定の時期に付与する。但し、当該取締役に譲渡制限付株式報酬を付与することが相当でない事由がある場合には、当該取締役の業績連動報酬の全額を賞与として支給するものとし、譲渡制限付株式報酬は付与しないものとする。
- ・譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役の固定報酬、及び賞与とは別枠で年額2億円以内、割り当てる株式の種類は普通株式(割当契約において譲渡制限を付したものを)を発行または処分、その総数は合計で年6万株以内(但し、当社の発行済株式総数が、株式の併合または分割(株式無償割当てを含む)によって増減した場合は、当該上限数はその比率に応じて調整される)〈本定時株主総会決議〉とされている。
- ・譲渡制限付株式報酬は、連結営業利益を指標とし、前事業年度の連結営業利益額に応じ役位毎に算定する業績連動報酬の合計額の30%を目安とする。
- ・譲渡制限付株式報酬の付与については、以下の内容を含む割当契約書の締結を条件とするものとする。
 - －割当株式には割当日より3年から30年の間で取締役会が予め定める期間、譲渡制限を課し、当該期間の満了をもって制限を解除するものとする。但し、任期満了、死亡、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除するものとする。
 - －譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式のすべて又は一部を当社が無償取得することができるものとする。

以 上

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日時

2024年6月11日（火曜日）
午前10時

- ・車椅子でのご来場の方には会場内に専用スペースをご用意しております。会場受付からご案内申し上げます。
- ・手話通訳をご希望の方は、会場受付にて係員へお知らせください。



Provided by TAKARA Printing

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン・タブレット端末でも快適にご覧いただけます。

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。



<https://s.srdb.jp/6201/>

■ 株主総会にご出席されない場合

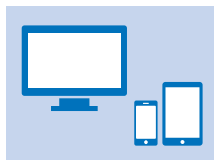


書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月10日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご参照ください。

行使期限

2024年6月10日（月曜日）午後5時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

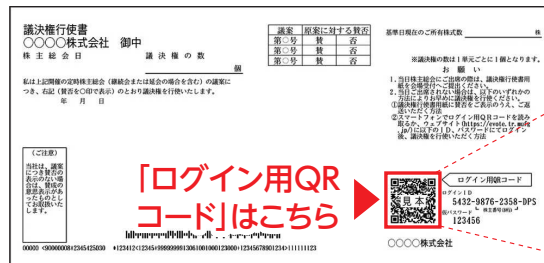
機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法(スマートフォン)



議決権行使書用紙の副票(右側)

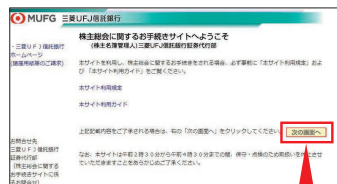


同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

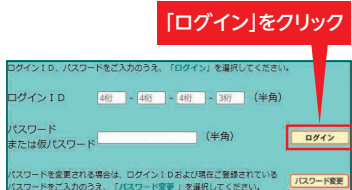
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする
<https://evote.tr.muftg.jp/>



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(午前9:00～午後9:00、通話料無料)

その他のご案内

■ 事前質問の受付について

以下の方法にて、事前にご質問を受け付けております。

株主の皆様の関心が高いと思われる質問について、株主総会議場または、後日当社ホームページにてご回答する予定です。

以下のURLまたはQRコードにアクセスいただき、「事前質問フォーム」へご入力ください。

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

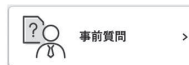
質問受付期間 2024年5月24日(金曜日)午前5時から6月3日(月曜日)午後5時まで

- ご質問は株主総会議案や当社経営に関わる内容に限らせていただきます。
- 事前にいただきましたご質問に対しての、個別の対応はいたしかねますので、ご了承ください。
- ご質問の入力は、お一人様につき1回でお願い申し上げます。

1 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載されている「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインIDと
仮パスワードを入力

2 「事前質問」ボタンをクリック後、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力



3 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリック

4 ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリック

- 本サイトの推奨環境は以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。
→ <https://www.tr.mufig.jp/daikou/pdf/faq.pdf>

本サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

0120-676-808

(土日祝日等を除く平日午前9:00～午後5:00、
通話料無料)

■ 株主総会参考書類等の書面送付サービスについて

書面交付請求をされた株主様へ送付している書面(交付書面)と同内容の印刷書面をご希望の株主様は、以下のURLまたはQRコードにアクセスいただき、必要事項をご記入の上、お申し込みください。

<https://d.srdb.jp/6201/2406/>



受付期間 2024年5月24日(金曜日)午前0時から6月5日(水曜日)午後11時59分まで

- 株主IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従い株主IDおよびパスワードをご入力ください。
株主ID：お手元の議決権行使書用紙に記載されている株主番号
パスワード：株主様のご登録住所の郵便番号(ハイフンなし)
- 本サービスは任意のサービスです。希望者が多数の場合は、ご送付までお時間がかかる場合があることを予めご了承ください。
- 一度お申し込みいただいた場合、2回目以降の登録はできませんので予めご了承ください。
- 迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認のメールを受信できない場合があります。
「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。
- 次回の株主総会以降も引き続き書面のご送付を希望される場合は、別途株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行 証券代行部 0120-232-711)または当社株式を保有されている証券会社に書面交付請求のお手続きをお申出ください。

エンジン認証での法規違反について

当社は、2023年3月17日に、現行機種のフォークリフト、建設機械用エンジンの排出ガス性能に関する国内認証での法規違反について公表し、対象機種の出荷を停止するとともに、フォークリフトに関しリコール対応および外部有識者からなる特別調査委員会による調査を進めてまいりました。

2024年1月29日、特別調査委員会の調査結果を国土交通省を始めとした関係省庁に報告し、その内容を開示するとともに、フォークリフト用エンジンに加え、自動車用エンジンについても出荷を停止し、自動車メーカー、その仕入先様や販売店様、お客様に、多大なご迷惑をおかけいたしました。

2024年2月22日には国土交通省より是正命令を受け、是正命令において当社が講ずるべき措置として指摘された、「①会社全体の業務運営体制の再構築」「②エンジン・車両開発全体の業務管理手法の改善」「③不正行為を起こし得ない法規・認証関連業務の実施体制の構築」の内容、また、特別調査委員会による当社への提言を踏まえ、抜本的な再発防止策を取りまとめ、2024年3月22日に国土交通省へ報告いたしました。

再発防止に向けて、「安全、安心な品質の製品」をお客様に提供し、社会に貢献し続けるという原点に立ち返り、正しいことを正しく行うための「風土」「しくみ」「組織/体制」の3つの改革を再発防止策に落とし込み、全員が心をひとつにして取り組んでまいります。再発防止策の推進は、社長を委員長に、事業部長・チーフオフィサー・本社関連役員・部門長をメンバーとする「再出発委員会」が担い、その進捗状況や効果を定期的に確認しながら、一層の改善を重ねてまいります。

このたびのエンジン国内認証問題により、株主の皆様やお客様、お取引先様をはじめ、多くの関係者の皆様に、多大なご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。正しいものづくりを行う風土、しくみ、組織/体制づくりに、経営陣が全力をあげて取り組み、社員と力をあわせ、豊田自動織機の再生を果たしてまいります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経済情勢を概観しますと、世界経済は、欧米を中心とした金融引き締め政策によりインフレ率は減速したものの、政策金利の引き上げに伴う景気後退懸念やウクライナや中東での紛争をはじめとする地政学リスク、中国における不動産部門低迷の影響などから、依然として先行き不透明感が継続しています。また、日本経済は、賃上げや企業の高い投資意欲など経済に前向きな動きはみられるものの、回復は緩やかなものとなりました。このような情勢のなかで、当社グループは、優れた製品やサービスをお客様にお届けし、様々な産業に貢献することを原点に、各市場の動きに的確に対応して、販売の拡大に努めてまいりました。

その結果、当期の売上高につきましては、前期を4,534億円(13%)上回る3兆8,332億円となりました。

利益につきましては、人件費の増加、エンジン国内認証関連費用の増加、研究開発費を含む諸経費の増加などがありましたものの、売上の増加、為替変動による影響、物流費の減少、グループあげての原価改善活動の推進などにより、営業利益は前期を305億円(18%)上回る2,004億円、税引前利益は前期を462億円(18%)上回る3,091億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期を359億円(19%)上回る2,287億円となりました。

部門ごとの経営成績は次のとおりであります。

〔自動車部門〕

自動車におきましては、市場は中国、欧州を中心に堅調に推移し、世界全体で拡大しました。こうしたなかで、当部門の売上高は前期を1,386億円(14%)上回る1兆964億円となりました。営業利益は前期を164億円(47%)下回る182億円となりました。

このうち車両につきましては、トヨタ「RAV4」が国内向けは減少したものの、海外向けが増加したことにより、売上高は前期を177億円(21%)上回る1,008億円となりました。エンジンにつきましては、ディーゼルエンジンは減少したものの、ガソリンエンジンが増加したことにより、売上高は前期を84億円(3%)上回る3,308億円となりました。カーエアコン用コンプレッサーにつきましては、主に中国で減少したものの、北米や欧州などで増加したことにより、売上高は前期を364億円(8%)上回る4,661億円となりました。電子機器ほかにつきましては、電池やDC-DCコンバーターなどが増加したことにより、売上高は前期を760億円(62%)上回る1,985億円となりました。

〔産業車両部門〕

産業車両におきましては、市場は北米などで低迷し、世界全体で縮小しました。そのなかで、主力のフォークリフトトラックが主に日本で減少したものの、北米や欧州で増加したことにより、売上高は前期を3,034億円(13%)上回る2兆5,872億円となりました。営業利益は前期を438億円(36%)上回る1,656億円となりました。

〔繊維機械部門〕

繊維機械におきましては、市場は主力のインドを含むアジアで堅調に推移しました。こうしたなかで、織機や紡機が増加したことにより、売上高は前期を90億円(11%)上回る933億円となりました。営業利益は前期を2億円(3%)上回る80億円となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、新商品の開発や設備の合理化・更新などを目的に、総額1,705億円を実施いたしました。これを主な部門についてみますと、自動車部門のうち車両・エンジンに252億円、カーエアコン用コンプレッサーに480億円、電子機器ほかに237億円、産業車両部門に611億円、繊維機械部門ほかに125億円であります。

(3) 資金調達の状況

事業における必要資金につきましては、主として、社債、コマーシャル・ペーパーおよびミディアム・ターム・ノートの発行、ならびに金融機関からの借入金でまかなっております。なお、当期末における借入債務の残高は1兆7,062億円となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、欧米を中心とした金融政策などに伴う景気後退の懸念や、ウクライナや中東での紛争をはじめとする地政学リスクなどから、その先行きは依然として不透明な状況が続いております。

他方、持続可能な社会の実現に向けた要請は多様化し、またデジタル化の進展などテクノロジーの分野における変化が著しいなか、当社の主要な事業である自動車、産業車両の分野においても、電動化、自動運転領域の開発の進展や、IT・デジタル技術の活用による新規参入、業界構造の変化など、企業間の競争は厳しさが増しております。そのようななか、当社は物流ソリューション事業を機軸に、モビリティ関連のモノづくりと結びついた総合力の発揮、次世代R&D等への挑戦を通じて、今後の持続的な成長や企業価値の向上に取り組んでまいります。

一方で、当社は、2024年1月29日に、エンジン国内認証に関する調査結果について公表、2月22日付で国土交通省からの是正命令を受け、それに対し3月22日に、同エンジン認証問題の再発防止策を国土交通省へ報告いたしました。

それら再発防止について、当社は、「安全、安心な品質の製品」をお客様に提供し、社会に貢献し続けるという原点に立ち返り、正しいことを正しく行うための「風土」「しくみ」「組織/体制」の3つの改革を再発防止策に落とし込み、引き続き、全員が心をひとつにして取り組み、豊田自動織機の再生を果たしていくとともに、次に挙げる2点に取り組んでまいります。

〈基本の再徹底〉

経営の土台である法規遵守、コンプライアンスを徹底し、加えて、モノづくりにおける「安全第一、品質第二、生産第三」の優先順位を堅持してまいります。

〈体質の変革〉

各部門の役割・責任を再確認し、欠けている点や弱いところに対して手を打つとともに、現場の状況やFACT(事実)に基づく声を正しく汲み取り、しくみや組織/体制を見直してまいります。また、業務の優先順位づけ・改廃を進め、課題解決に取り組むとともに、内外のリスクに対して本社/事業部、部門間で連携して取り組み、デジタル技術を積極的に活用しつつ、業務の効率化・高度化を進めてまいります。

これらの取り組みを通じて、次の成長を確かなものとするための強固な経営基盤を築きあげてまいります。

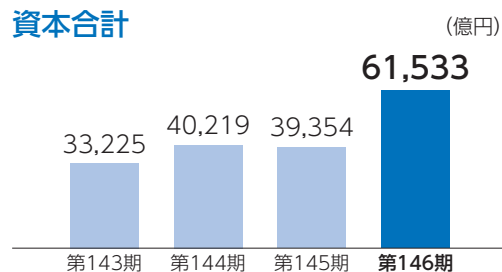
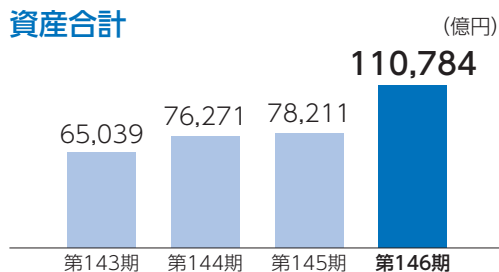
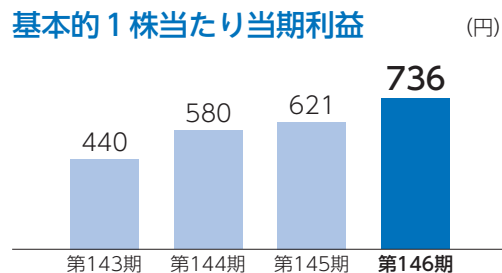
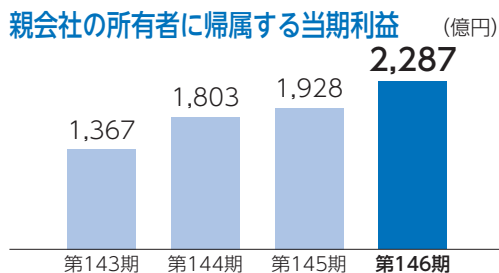
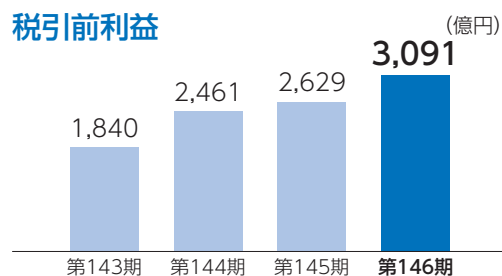
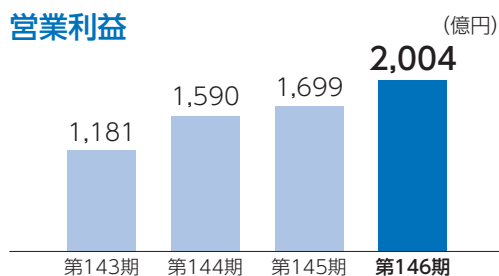
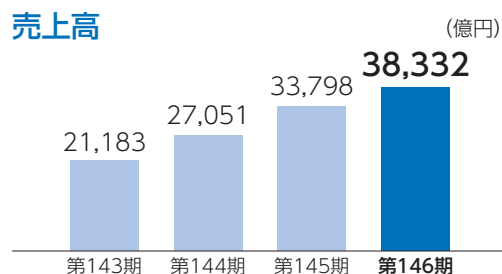
株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準(IFRS)

区 分	第143期 (2021年3月期)	第144期 (2022年3月期)	第145期 (2023年3月期)	第146期 (2024年3月期)
売上高	2,118,302 百万円	2,705,183 百万円	3,379,891 百万円	3,833,205 百万円
営業利益	118,159 百万円	159,066 百万円	169,904 百万円	200,404 百万円
税引前利益	184,011 百万円	246,123 百万円	262,967 百万円	309,190 百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	136,700 百万円	180,306 百万円	192,861 百万円	228,778 百万円
基本的1株当たり当期利益	440 ^円 28 ^銭	580 ^円 73 ^銭	621 ^円 17 ^銭	736 ^円 86 ^銭
資産合計	6,503,986 百万円	7,627,120 百万円	7,821,185 百万円	11,078,462 百万円
資本合計	3,322,550 百万円	4,021,967 百万円	3,935,401 百万円	6,153,359 百万円

(ご参考)
連結決算ハイライト
 (国際会計基準(IFRS))



(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

会 社 名		所 在 地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
国内	東久株式会社	愛知県丹羽郡 大口町	百万円 135	% 100.00	自動車部品、鋳造機械 の製造・販売
	東海精機株式会社	静岡県磐田市	98	100.00	自動車部品の製造・ 販売
	イヅミ工業株式会社	愛知県大府市	150	100.00	自動車部品、専用工作機 の製造・販売
	トヨタエルアンドエフ東京株式会社	東京都品川区	350	100.00	産業車両の販売
	大興運輸株式会社	愛知県刈谷市	83	54.04	貨物運送業、倉庫業
	株式会社アイチコーポレーション	埼玉県上尾市	10,425	54.40	高所作業車の製造・ 販売
海外	トヨタ マテリアル ハンドリング マニファクチャリング フランス株式会社	フランス アンセニー	千ユーロ 9,000	※100.00	産業車両の製造・販売
	ミシガン オートモーティブ コンプレッサー 株式会社	米国 ミシガン州	千米ドル 146,000	60.00	カーエアコン用コンプ レッサの製造・販売
	トヨタ インダストリーズ ヨーロッパ 株式会社	スウェーデン ミョルビー	百スウェーデンクローナ 13,743	100.00	欧州の産業車両持株 会社
	トヨタ マテリアル ハンドリング ヨーロッパ株式会社	スウェーデン ミョルビー	百スウェーデンクローナ 1,816	※100.00	欧州の産業車両統括 会社
	トヨタ インダストリーズ ノース アメリカ 株式会社	米国 インディアナ州	千米ドル 1,097,535	100.00	米国の持株会社
	トヨタ マテリアル ハンドリング 株式会社	米国 インディアナ州	千米ドル 72,500	※100.00	産業車両の製造・販売
	デーデー ドイツェ クリマコンプレッサー 有限会社	ドイツ ザクセン州	千ユーロ 20,451	65.00	カーエアコン用コンプ レッサの製造・販売
	トヨタ マテリアル ハンドリング オーストラリア株式会社	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州	千豪ドル 211,800	100.00	産業車両の販売

	会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
海外	ティーディー オートモーティブ コンプレッサー ジョージア有限責任会社	米国 ジョージア州	千米ドル 155,000	% ※77.40	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	ウースター テクノロジーズ株式会社	スイス チューリッヒ州	千スイスフラン 82,302	100.00	糸品質測定機器、綿花格付機器の製造・販売
	インダストリアル コンポーネンツ アンド アタッチメンツ株式会社	米国 オレゴン州	千米ドル 428,832	100.00	産業車両用コンポーネント事業の持株会社
	カスケード株式会社	米国 オレゴン州	千米ドル 7,070	※100.00	産業車両用アタッチメントの製造・販売
	豊田工業(昆山)有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 61,840	63.40	鋳造部品、産業車両の製造・販売
	トヨタ インダストリーズ コマーシャル ファイナンス株式会社	米国 テキサス州	千米ドル 400,000	※100.00	産業車両向けの販売金融
	烟台首鋼豊田工業空調圧縮機有限公司	中華人民共和国 山東省	百万円 3,675	50.10	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	豊田工業電装空調圧縮機(昆山)有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 66,290	※78.80	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	ティーディー オートモーティブ コンプレッサー インドネシア株式会社	インドネシア 西ジャワ州	百万インドネシアルピア 1,152,000	50.10	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	バスティアン ソリューションズ有限責任会社	米国 インディアナ州	千米ドル 15,759	※100.00	物流ソリューション
	ファンダランデ インダストリーズ株式会社	オランダ 北ブラバント州	千ユーロ 1,495	※100.00	物流ソリューション
	トヨタ インダストリーズ エンジン インディア株式会社	インド カルナタカ州	千インドルピー 8,226,108	98.80	ディーゼルエンジンの製造・販売
	トヨタ インダストリーズ エレクトリック システムズ ノース アメリカ株式会社	米国 ミシガン州	千米ドル 30,625	※100.00	エレクトロニクス製品の開発・販売

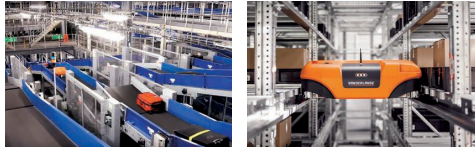
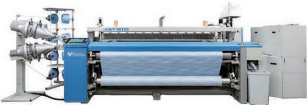
(注) ※印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

②その他の重要な事項

トヨタ自動車株式会社(資本金635,401百万円)は、当社の議決権の24.7%を所有しており、同社連結子会社は、当社の議決権の0.01%を所有しております。当社は、自動車部門の製品を同社に販売いたしております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車、産業車両、繊維機械を主要な事業としております。
事業別の主な製品およびサービスは、次のとおりであります。

自動車	産業車両
車両 RAV4 (エンジン、HEV、PHEV)  エンジン ディーゼルエンジン、 ガソリンエンジン、 エンジン用鋳造品  カーエアコン用 コンプレッサー カーエアコン用 コンプレッサー  電子機器ほか 電子機器、 電池 	フォークリフトトラック  高所作業車  物流ソリューション  販売金融
繊維機械	その他
織機 紡機 糸品質測定機器・ 綿花格付機器 	陸上運送サービス 

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

名 称		所 在 地
支 社	東京支社	東京都千代田区
工 場	刈谷工場	愛知県刈谷市
	大府工場	愛知県大府市
	共和工場	愛知県大府市
	長草工場	愛知県大府市
	高浜工場	愛知県高浜市
	碧南工場	愛知県碧南市
	東知多工場	愛知県半田市
	東浦工場	愛知県知多郡東浦町
	安城工場	愛知県安城市
	石浜工場	愛知県知多郡東浦町

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況等 ①重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
77,824 ^名	+2,937 ^名

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループから外部への出向者を除き、外部から当社グループへの出向者を含む)を記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先 名	借入金期末残高
株式会社三井住友銀行	266,991 ^{百万円}
株式会社国際協力銀行	202,482
株式会社三菱UFJ銀行	187,512
三井住友信託銀行株式会社	120,129
農林中央金庫	116,139

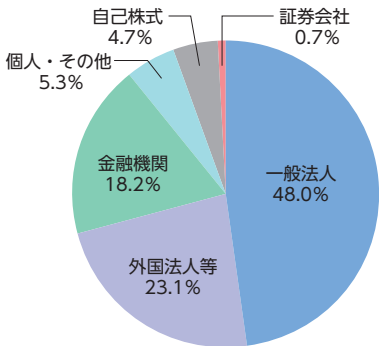
2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の総数

発行可能株式総数 1,100,000,000株
発行済株式総数 310,477,035株
(自己株式15,363,605株を除く)

(2) 株 主 数 17,469名

(ご参考) 所有者別株式の状況



(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	76,600	24.67
株式会社デンソー	29,647	9.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,842	8.65
トヨタ不動産株式会社	16,291	5.25
豊田通商株式会社	15,294	4.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,483	3.05
日本生命保険相互会社	6,580	2.12
株式会社アイシン	6,578	2.12
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,922	1.26
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	3,496	1.13

(注) 1. 当社は、自己株式(15,363千株)を所有しておりますが、上記の大株主より除いております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
豊 田 鐵 郎	*取 締 役 会 長	
大 西 朗	*取 締 役 副 会 長	
伊 藤 浩 一	*取 締 役 社 長	
隅 修 三	取 締 役	[重要な兼職の状況] 東急株式会社社外監査役
半 田 純 一	取 締 役	[重要な兼職の状況] 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長
熊 倉 和 生	取 締 役	[重要な兼職の状況] トヨタ自動車株式会社調達本部長、 株式会社ジェイテクト社外取締役
稲 川 透	常 勤 監 査 役	
渡 部 亨	常 勤 監 査 役	
水 野 明 久	監 査 役	[重要な兼職の状況] 中部電力株式会社相談役、 一般社団法人中部経済連合会会長
友 添 雅 直	監 査 役	[重要な兼職の状況] 株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役、 ホシザキ株式会社社外取締役、 笹徳印刷株式会社社外取締役

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. 取締役隅修三および取締役半田純一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役水野明久および監査役友添雅直の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、隅修三氏、半田純一氏、水野明久氏および友添雅直氏を、上場証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為に起因して生じた損害は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役、経営役員および執行職ならびに子会社（個別加入している子会社を除く）・一部の関連会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 基本的な考え方

- ・ 公正性、透明性を確保しております。
- ・ 業績向上や持続的成長へのインセンティブを重視し、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映しております。

ii) 報酬の体系

- ・ 取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と、業績連動報酬としての賞与で構成しております。
- ・ 更に賞与は、年度指標連動分と中期指標連動分で構成しております。

ただし、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役は、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみとしております。

iii) 個人別の報酬額の決定方法

- ・ 取締役社長、独立社外取締役より構成する「役員人事・報酬委員会」を設置しております。

- ・その客観性および透明性を確保するため、委員長と委員の過半数を独立社外取締役としております。
- ・「役員人事・報酬委員会」は、本方針、取締役の個人別報酬案、その他報酬に関する重要事項について審議しております。
- ・取締役会は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針を決議しております。
- ・取締役会は、個人別報酬額の決定を、柔軟かつ機動的に行う観点から、取締役社長（もしくは取締役会長）へ委任しております。
- ・取締役社長（もしくは取締役会長）は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針に従って、取締役の個人別の報酬額を決定しております。

iv) 固定報酬、賞与およびその構成割合の決定方針

固定報酬

- ・取締役の固定報酬は月額報酬とし、在任中、定期的に支給しております。
- ・個人別の報酬額は、他社水準を参考としながら、取締役の役位とその職責を勘案し、妥当な水準を設定しております。

賞与

- ・賞与は、各事業年度において当該定時株主総会の終了後、一定の時期に支給しております。
- ・年度指標連動分は、連結営業利益を指標とし、前事業年度の連結営業利益額に応じ、役位毎に算定しております。
- ・中期指標連動分は、過去3事業年度の連結営業利益率等の経営指標の結果を評価し、その結果に応じ、役位毎に算定しております。
- ・当該指標を選定した理由は、本方針の基本的な考え方を反映するのにふさわしい指標であると判断したためであります。
- ・支給額の決定にあたっては、配当、従業員賞与水準、他社水準、過去の支給実績、職責と担当業務の遂行状況等も総合的に勘案しております。

構成割合

- ・社外取締役等の業務執行を伴わない取締役を除く、取締役の固定報酬と賞与の比率は、60：40を目安としております。（賞与に占める中期指標連動分の割合は概ね10%程度）ただし、当該連結営業利益額等の状況に応じて、上記と異なる比率とすることを妨げないものとしております。

②監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、固定報酬のみとしており、当社の定める一定の基準に従い、監査役の協議により決定しております。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2022年6月10日開催の第144回定時株主総会において年額9億円以内(うち社外取締役年額1.5億円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役3名)であります。

監査役の報酬等の総額は、2010年6月23日開催の第132回定時株主総会において月額15百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき取締役社長 伊藤浩一が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額、および各取締役の成果を踏まえた賞与の評価配分であります。委任の理由および権限が適切に行使されるための措置は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 iii)個人別の報酬額の決定方法」に記載のとおりです。委任を受けた取締役社長は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針に従って決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	賞与 (業績連動報酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	350 (36)	216 (36)	133 (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	91 (27)	91 (27)	- (-)	4 (2)
計	442	308	133	12

(注) 1. 上記には、2023年6月9日開催の第145回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

2. 賞与は、2024年5月17日開催の取締役会決議の金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況
社外取締役	隅 修 三	東急株式会社社外監査役
	半 田 純 一	株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ ジャパン代表取締役社長
社外監査役	水 野 明 久	中部電力株式会社相談役、 一般社団法人中部経済連合会会長
	友 添 雅 直	株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役、 ホシザキ株式会社社外取締役、 笹徳印刷株式会社社外取締役

(注) 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	隅 修 三	取締役会に13回中12回出席しております。会社経営における豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かすことを期待しており、当社の取締役会において当該視点から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切な役割を果たしております。さらに、役員人事・報酬委員会の委員として、これらの委員会に出席し、独立した客観的立場から積極的に発言し、審議に関わるなど委員としての重要な役割を果たしております。
	半 田 純 一	取締役会に13回中13回出席しております。大学での研究と会社経営の産学両面での豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かすことを期待しており、当社の取締役会において当該視点から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切な役割を果たしております。さらに、役員人事・報酬委員会の委員として、これらの委員会に出席し、独立した客観的立場から積極的に発言し、審議に関わるなど委員としての重要な役割を果たしております。
社外監査役	水 野 明 久	取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席しております。経営における豊富な経験と高い識見から、当社の経営全般についての発言を適宜行っております。
	友 添 雅 直	取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席しております。経営における豊富な経験と高い識見から、当社の経営全般についての発言を適宜行っております。

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第372条に基づく取締役会への報告事項の通知ならびに会社法第370条および当社定款第26条第2項に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 国内市場向け産業車両用の当社製エンジンについて、経年劣化による排出ガス国内規制値の超過と、排出ガス国内認証に関する法規違反が判明し、国土交通省より行政処分として受けた2023年4月26日付産業車両用エンジン2機種およびそれを搭載するフォークリフトの型式の指定・認定取消しに加え、2024年3月5日付産業車両用エンジン3機種の型式の指定取消しを受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、日頃から法令遵守およびコンプライアンス徹底の視点に立った提言を行っております。また、排出ガス国内認証に関する法規違反についての再発防止策の策定にあたっては、社外役員としての客観的な視点から提言し、また再発防止策の実施の徹底を指示する等、適切にその職責を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 144百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 201百万円 |

(注) 1. 上記①の金額には、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を含んでおります。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 子会社における会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 当社のコーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、「公明正大、社会貢献、環境保全、品質第一、顧客優先、技術革新、全員参加」からなる「基本理念」を実践し、誠実に社会的責任を果たすことで、社会から広く信頼を得て、長期安定的に企業価値を向上させることを経営の最重要課題としております。事業活動を通じて豊かな社会づくりに貢献することを基本に、株主やお客様、取引先、債権者、地域社会、従業員などのステークホルダーとの良好な関係を築くことが重要と考えております。

こうした考えのもと、経営の効率性と公正性・透明性を維持・向上するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築するとともに、経営の監督機能強化や情報の適時開示などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

具体的には、以下の項目を基本方針として取り組みを進めております。

- ① 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- ② 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員など）との適切な協働に努めます。
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- ④ 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- ⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

(2) 推進体制

当社は取締役会を毎月開催することで、経営に関わる重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行っております。社外取締役につきましては、会社経営などにおける豊富な経験や高い識見を有する方を選任しております。取締役会において、グローバル展開する企業経営やモノづくりに関する幅広い分野など、各々の経験や知見をもとに適宜意見・質問をいただくなど、社外取締役の監督機能を通して、客観的視点からも、取締役会の意思決定および取締役の職務執行の適法性・妥当性を確保しております。一方で、ビジョン、経営方針、中期経営戦略、大型投資などの経営課題や各事業部門における重要案件については、取締役会での審議に先立ち、社長、副社長、チーフオフィサー、監査役および議案に関わる経営役員などで構成する「マネジメント・コミッティ」で、さまざまな対応を協議しております。

「業務執行会議」では、社長、副社長、チーフオフィサー、経営役員などをメンバーとして、月々の業務執行状況の報告・確認、事業・機能課題等の協議を行っております。

また、品質、生産、人事等の各機能において課題を審議する機能会議や、コンプライアンス、リスク管理、サステナビリティ、環境、安全衛生、輸出取引管理などの特定事項を審議する委員会を設置し、それぞれの分野における重要事項やテーマについても協議しております。なお、法規認証問題を踏まえ、再出発委員会を設置し、再発防止の取り組みを推進しております。

コーポレート・ガバナンス体制

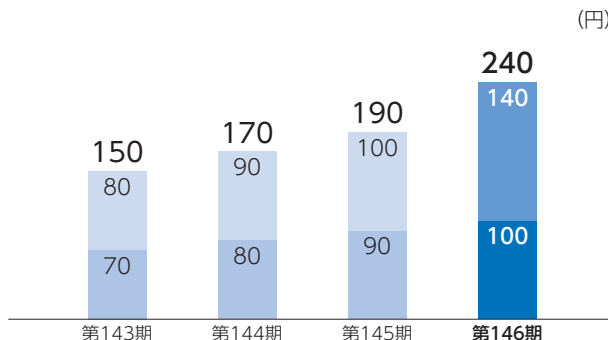
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績、資金需要および配当性向を勘案し、株主の皆様のご期待におこたえしていきたいと考えております。

なお、内部留保資金につきましては、今後の事業成長を実現していくため、設備投資、研究開発等に有効活用するとともに、株価の動向と資本構成を考慮しながら自己株式取得を含めた株主の皆さまへの還元策を機動的に実施してまいります。

当期末の株主配当金につきましては、2024年4月26日の取締役会において、当社普通株式1株につき140円(配当総額43,466,784,900円)とし、効力発生日を2024年5月27日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき240円となります。

1株当たり配当金



連結計算書類【国際会計基準（I F R S）】

連結財政状態計算書

[百万円未満切り捨て]

科 目	第146期 (2024年3月31日現在)	(ご参考)第145期 (2023年3月31日現在)	科 目	第146期 (2024年3月31日現在)	(ご参考)第145期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流 動 資 産	3,129,531	2,677,024	流 動 負 債	1,639,197	1,517,112
現金及び現金同等物	496,849	202,731	営業債務及びその他の債務	876,925	807,474
預入期間が3ヶ月超の定期預金	243,358	420,173	社 債 及 び 借 入 金	424,486	519,749
営業債権及びその他の債権	1,638,998	1,398,757	そ の 他 の 金 融 負 債	93,950	83,749
その他の金融資産	5,564	5,399	未 払 法 人 所 得 税	110,079	29,696
棚 卸 資 産	619,082	524,385	引 当 金	85,890	41,827
未 収 法 人 所 得 税	14,487	26,262	そ の 他 の 流 動 負 債	47,864	34,615
その他の流動資産	111,189	99,313	非 流 動 負 債	3,285,906	2,368,671
非 流 動 資 産	7,948,931	5,144,161	社 債 及 び 借 入 金	1,281,779	1,179,390
有 形 固 定 資 産	1,448,343	1,237,540	そ の 他 の 金 融 負 債	142,323	104,404
のれん及び無形資産	537,974	468,368	退職給付に係る負債	68,767	81,422
営業債権及びその他の債権	813	1,459	引 当 金	15,059	11,025
持分法で会計処理されている投資	30,016	23,987	繰 延 税 金 負 債	1,730,231	952,960
その他の金融資産	5,828,188	3,338,505	その他の非流動負債	47,743	39,467
退職給付に係る資産	44,193	27,887	負 債 計	4,925,103	3,885,784
繰 延 税 金 資 産	51,597	37,992	(資本の部)		
その他の非流動資産	7,803	8,421	親会社の所有者に帰属する持分	6,045,759	3,837,416
資 産 合 計	11,078,462	7,821,185	資 本 金	80,462	80,462
			資 本 剰 余 金	99,581	101,245
			利 益 剰 余 金	1,990,203	1,652,648
			自 己 株 式	△ 59,369	△ 59,345
			その他の資本の構成要素	3,934,880	2,062,404
			非 支 配 持 分	107,599	97,985
			資 本 計	6,153,359	3,935,401
			負債及び資本合計	11,078,462	7,821,185

連結損益計算書

[百万円未満切り捨て]

科 目	第146期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(ご参考) 第145期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	3,833,205	3,379,891
売上原価	2,932,058	2,623,707
売上総利益	901,147	756,183
販売費及び一般管理費	656,749	576,761
その他の収益	24,336	28,230
その他の費用	68,330	37,748
営業利益	200,404	169,904
金融収益	126,899	103,728
金融費用	21,391	13,976
持分法による投資損益	3,276	3,311
税引前利益	309,190	262,967
法人所得税費用	72,335	64,250
当期利益	236,854	198,716
当期利益の帰属		
親会社の所有者	228,778	192,861
非支配持分	8,076	5,855

計算書類【単独・日本基準】

貸借対照表

[百万円未満切り捨て]

科 目	第146期 (2024年3月31日現在)	(ご参考)第145期 (2023年3月31日現在)	科 目	第146期 (2024年3月31日現在)	(ご参考)第145期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	1,077,290	908,280	流動負債	656,124	597,904
現金及び預金	523,230	502,329	支払手形	16,507	21,330
受取手形	18,059	24,932	買掛金	234,823	247,775
売掛金	180,860	189,654	1年以内償還の社債	10,000	50,000
商品及び製品	6,724	6,901	1年以内返済の長期借入金	102,654	63,353
仕掛品	74,476	66,909	未払金	14,353	14,049
原材料及び貯蔵品	19,058	17,291	未払費用	63,905	61,727
前払費用	748	806	未払法人税等	76,152	7,084
その他	254,175	99,483	契約負債	4,936	5,139
貸倒引当金	△ 42	△ 28	預り金	24,041	62,022
			引当金	74,176	32,471
			その他	34,572	32,948
固定資産	6,654,837	4,142,217	固定負債	2,117,803	1,448,864
有形固定資産	377,704	362,666	社債	82,329	90,575
建物	105,151	98,831	長期借入金	477,252	530,010
構築物	15,112	14,687	繰延税金負債	1,509,656	778,726
機械装置	134,762	127,761	退職給付引当金	45,018	45,819
車両運搬具	1,711	1,500	その他	3,547	3,732
工具器具備品	8,756	8,023	負債計	2,773,927	2,046,769
土地	87,632	85,511			
建設仮勘定	24,577	26,350	(純資産の部)		
無形固定資産	26,420	19,469	株主資本	1,309,766	1,099,556
ソフトウェア	26,420	19,469	資本金	80,462	80,462
投資その他の資産	6,250,711	3,760,082	資本剰余金	105,540	105,540
投資有価証券	1,122,557	926,202	資本準備金	101,766	101,766
関係会社株式	5,008,770	2,720,543	その他資本剰余金	3,774	3,773
出資金	5,015	4,937	利益剰余金	1,183,133	972,898
関係会社出資金	34,828	34,828	利益準備金	17,004	17,004
長期貸付金	44,266	40,155	その他利益剰余金	1,166,128	955,893
長期前払費用	33,841	31,962	固定資産圧積立金	205	208
その他	1,461	1,481	別途積立金	280,000	280,000
貸倒引当金	△ 29	△ 29	繰越利益剰余金	885,922	675,685
			自己株式	△ 59,369	△ 59,345
			評価・換算差額等	3,648,433	1,904,172
			その他有価証券評価差額金	3,648,647	1,904,325
			繰延ヘッジ損益	△ 214	△ 153
			純資産計	4,958,200	3,003,728
合 計	7,732,127	5,050,498	合 計	7,732,127	5,050,498

損益計算書

[百万円未満切り捨て]

科 目	第146期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(ご参考) 第145期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
	百万円	百万円
売 上 高	1,223,629	1,157,785
売 上 原 価	1,061,604	988,528
売 上 総 利 益	162,025	169,256
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	107,779	116,267
営 業 利 益	54,246	52,989
営 業 外 収 益	139,109	110,468
受 取 利 息 及 び 配 当 金	133,165	103,871
そ の 他 の 営 業 外 収 益	5,944	6,597
営 業 外 費 用	14,736	13,043
支 払 利 息	3,713	3,368
そ の 他 の 営 業 外 費 用	11,022	9,674
経 常 利 益	178,619	150,414
特 別 利 益	219,370	-
投 資 有 価 証 券 売 却 益	219,370	-
特 別 損 失	49,387	20,751
国 内 認 証 関 連 損 失	49,387	20,751
税 引 前 当 期 純 利 益	348,602	129,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	96,490	24,820
法 人 税 等 調 整 額	△ 20,217	△ 7,722
当 期 純 利 益	272,330	112,565

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社豊田自動織機
取締役会 御中

2024年5月7日

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 正 英
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社豊田自動織機の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社豊田自動織機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な

虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社豊田自動織機
取締役会 御中

2024年5月7日

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 正 英
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社豊田自動織機の2023年4月1日から2024年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・監査計画等に従い、取締役・内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を、取締役・内部監査部門その他の使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めるなど確認いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に定める職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を、監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。しかしながらその運用において、エンジン国内認証における法規違反を防止することができなかったことから、改善すべき点があると認めます。当社経営陣は、原点に立ち返り、二度と不正を起こさない会社として再出発すべく、内部統制の整備に関する基本方針のさらなる充実を行うなど、改革に着手しており、監査役会といたしましては、その実施状況を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

株式会社豊田自動織機 監査役会

常勤監査役	稲 川	透 ㊞	社外監査役	水 野	明 久 ㊞
常勤監査役	渡 部	亨 ㊞	社外監査役	友 添	雅 直 ㊞

以 上

株式についてのご案内

- 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会

6月
- 配当金支払株主確定日

3月31日
- なお、中間配当を実施するときは9月30日
- 株主名簿管理人・特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社
- 上記連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
TEL 0120-232-711（通話料無料）

□ 単元未満株式買取・買増制度のご案内

当社の株式は1単元が100株となっており、単元未満株式(100株未満)については市場で売買できません。
ご所有の単元未満株式の売買をお考えの場合は、以下の制度をご利用ください。

単元未満株式買取制度

単元未満株式を**当社にご売却**いただくことができます。

単元未満株式買増制度

単元株式(100株)にするために、
不足分を**当社からご購入**いただくことができます。

お手続きの詳細につきましては、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)までお問い合わせください。

□ 特別口座の株式について

「特別口座」の株式は、単元株式(100株)であっても、特別口座のままでは市場で売買できません。
「特別口座」にご所有の単元株式について売買をお考えの場合は、「特別口座」から「証券口座」への株式のお振替をお願いいたします。
お手続きの詳細につきましては、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

□ 株式に関するお手続きのお問い合わせ先

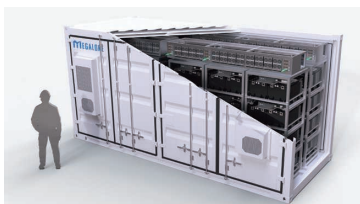
株式に関する各種お手続きの窓口につきましては、株主様の株式の所有状況によって異なりますので、ご注意ください。

ご所有されている株式の口座区分	お問い合わせ先
特別口座	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711(通話料無料)
証券口座	口座を開設されている証券会社※

※ 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

■ フォークリフト用リチウムイオン電池をリユースした定置用蓄電システムを開発

電動フォークリフト用リチウムイオン電池「ENELORE(エネロア)」をリユースした定置用蓄電システム「MEGALORE(メガロア)」を開発しました。交換時期を迎えた電池を、近年需要の高まる定置用蓄電システムへリユースすることで、フォークリフト用リチウムイオン電池における循環システムの構築と蓄電池の普及に貢献します。



新開発の定置用蓄電システム「MEGALORE」

■ 出力50kWクラスの汎用型燃料電池モジュールを開発

燃料電池(FC)システムをパッケージ化した、出力50kWクラスの汎用型燃料電池モジュール(FCモジュール)を開発しました。新開発の50kWクラスFCモジュールは、フォークリフトや農業機械、建設機械などへの搭載が可能です。当社は、FCモジュールのラインナップ拡充を進め、多様な用途での水素利活用促進に貢献していきます。



出力50kWクラス汎用型燃料電池モジュール

■ 「ジャパンモビリティショー 2023」に出展

今回のモビリティショーでは、「紡ぎ続ける私たちの想い、豊かな未来を織りなす」をテーマに、カーボンニュートラルの実現に向けて全方位で電動車の走りを支える当社製品や、次世代モビリティへの搭載が期待される新技術、工場からのCO2排出量削減に向けた取り組みを紹介しました。



「ジャパンモビリティショー 2023」当社ブース

■ 「東京オートサロン2024」に出展

当社ではお客様の笑顔のために『もっともっとよいSUVを作る』を合言葉に、トヨタ自動車(株)と連携をとりながら、より魅力的なSUVに育てる活動を行っています。今回は前回に引き続き、お客様の好みで社外パーツをカスタマイズできるサービスの提案「オフパケ+(プラス)」と、新たにPHEVをベースとして「走り」をイメージしたコンセプトモデル「DIRT RUNNER CONCEPT」の2台を展示しました。



左：DIRT RUNNER CONCEPT 右：オフパケ+(プラス)

■ 第73回自動車技術会賞(技術開発賞)を受賞

カーエアコン用電動コンプレッサー「ESHシリーズ」に採用した新たなスクロール形状(㈱豊田中央研究所との共同開発)と、ハイブリッド車用バイポーラ型ニッケル水素電池(トヨタ自動車㈱との共同開発)が、第73回自動車技術会賞において「技術開発賞」を受賞しました。



左：カーエアコン用電動コンプレッサー
右：バイポーラ型ニッケル水素電池

■ バイポーラ型ニッケル水素電池 3本目の生産ラインで量産開始

2024年1月より、当社3本目の生産ラインでバイポーラ型ニッケル水素電池の量産を開始しました。

バイポーラ型ニッケル水素電池は、車載用電池として世界で初めて採用され、トヨタ車、レクサス車への搭載を拡大しています。



主な搭載車種

■ 環境省の『自然共生サイト』に認定

生物多様性保全のために整備・運営している「東知多工場バードピア」および「大府駅東ビオトープ」が、環境省の『自然共生サイト』に認定されました。

『自然共生サイト』とは、2023年度から環境省が開始した制度で、国際的な目標である「30by30^{*1}」達成に向けた取り組みの一環として「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を認定するものです。

^{*1} 2021年6月のG7サミットにおいて約束された、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。



環境省認定自然共生サイトのロゴ

■ 第61回技能五輪全国大会の2職種で 金メダルを獲得

今回は6職種18選手が出場し、「旋盤」職種の長谷川巧真選手、「構造物鉄工」職種の天野玲選手が金メダルを獲得しました。前回大会でも同職種の金賞を受賞した天野選手は2連覇となりました。また、今大会の結果を受け、2024年9月にフランスで開催される第47回技能五輪国際大会への出場権を獲得しました。



第61回技能五輪全国大会に参加の選手

株主総会会場ご案内略図

会場

豊田自動織機 高浜工場
愛知県高浜市豊田町2丁目1番地1



送迎バス

刈谷駅(南口)
9時00分～9時20分の間
に随時運行

※JR刈谷駅の改良工事に伴い
下り(名古屋行き)ホームの
エスカレーターが利用でき
ません。
また、ホーム上での通行規
制がありますので、混雑に
よる改札までの移動に時間
を要する場合があります。
ご留意いただき、安全に
お越しください。

※名鉄三河線吉浜駅・三河高浜
駅からの送迎バスはござい
ませんので、刈谷駅からの
送迎バスをご利用ください。

自動車

国道23号線知立バイパスで

名古屋方面から
西中ICを降りて約20分

豊橋方面から
高棚益ICを降りて約15分

記念品、施設見学会のご用意はございません。ご理解のほどお願い申し上げます。